

高知市在宅高齢者配食サービス事業実施要領を次のように定める。

平成24年4月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市在宅高齢者配食サービス事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市在宅高齢者配食サービス事業実施要綱（平成7年告示第74号。以下「要綱」という。）第9条に規定する費用の負担等に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担額の軽減)

第2条 要綱第9条第3項第3号に規定する市長が負担額の軽減が必要と認める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 一時所得により当該年度（4月から6月にあつては、前年度）の市町村民税課税世帯に属することとなった者
- (2) 年金担保入れ、経済的虐待等により現に困窮状態にある者
- (3) その他市長が必要と認める者

(費用負担の変更)

第3条 市長は、要綱第9条第3項の規定により負担額を軽減されていた利用決定者が、同項各号に規定する要件に該当しなくなったときは、負担額を変更し、その旨を当該利用決定者に通知するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、費用の負担等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。